

佐賀県共同受注ポータルサイト作成・運用保守業務委託に係る仕様書

1 委託業務名

佐賀県共同受注ポータルサイト作成・運用保守業務委託

2 目的

県内障害者就労施設等の商品や役務の内容等の情報について、地域住民や民間企業等に対してわかりやすく情報提供するポータルサイトを作成し、障害者就労施設等への発注を促進するとともに安定的な販路の確保を図る。

3 業務概要

(1) ポータルサイト作成

ア コンテンツの内容について

(ア) コンテンツは、別紙「佐賀県共同受注ポータルサイトサイトマップイメージ」を参考とすること。

(イ) 文字拡大及びカラー選択機能を設けること。

イ コンテンツ作成にあたっての留意点

(ア) 地域住民に対して、県内障害者就労施設等が取り扱う商品や、マルシェ等のイベント情報を分かりやすく発信することにより、障害者就労施設等の商品の購入を促す内容であること。

(イ) 官公庁・民間企業等に対して、県内障害者就労施設等が対応可能な請負・委託業務の内容や、各施設が取り扱う商品の情報を提供することにより、県内障害者就労施設等への業務発注の促進及び商品の販路拡大を図る内容であること。

(ウ) 誰もがアクセスしやすい操作性、機能性を有すること。また、原則として別添「佐賀県ホームページアクセシビリティ向上マニュアル」に準拠すること。

(エ) ページ閲覧者の操作性を考慮してコンテンツの作成を行うこと。(データ容量、デザイン等)

(オ) ページ立ち上げ後に、必要に応じてコンテンツの追加が可能な仕様にする事。

(カ) 全ページで統一したデザインと操作に一貫性を持たせること。

(キ) 県と調整のうえ、「pref.saga.lg.jp」を含むドメイン名を使用すること。

(ク) 県と調整のうえ、SSLの認証を受けること。

(ケ) SEO対策を念頭に置き、ウェブサイトを構築すること。

(コ) リンク用のバナーを作成すること。

(サ) ホームページ利用者に対するコンテンツのレスポンスは、平常時1秒以内、ピーク時3秒以内を確保すること。

※平常時：平日の午前9時から午後5時まで

※ピーク時：土日祝の午前10時から午後4時まで

(シ) 運用管理が定額となるようにシステムを構築すること。

(ス) iPhone等、スマートフォンのブラウザにも最適化すること。

(2) コンテンツマネジメントシステムの構築

- ア 専門知識を持たない者でも容易に更新作業が行えるものとし、操作マニュアルを作成すること。
- イ 更新作業の内容は、テキストの追加・修正を主として写真や画像の差し替え、関係機関や PDF 文書等へのリンクの追加も含む。また、画像を投稿する際に、容量等を自動的に調整できる機能を備えること。
- ウ 指定の日時に指定のコンテンツを自動的に公開・非公開にできる機能を有すること。
- エ CMS で作成したホームページは、次に掲げる Web ブラウザで正しく表示され、かつ、ページに埋め込まれたスクリプト等の機能が正しく実行されること。Internet Explorer11.0以降、Mozilla Firefox61.0以降、Safari11.1以降、Google Chrome67.0以降

(3) セキュリティ要件

- ア 佐賀県情報セキュリティ基本方針に準拠したシステムとし、不正アクセス、コンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じ、安全性・信頼性を確保すること。
- イ Web サイトの一般的なセキュリティ対策を講じていること。(改ざん、情報漏えい等)
- ウ サーバのウイルス対策を講じていること。
- エ JIS X 8341-3:2016 AA 以上を準拠すること。
- オ IPA「安全なウェブサイトの作り方」等を参考にセキュアコーディングを実施すること。
- カ ソフトウェアライフサイクルの全期間に渡り脆弱性への対応を行うこと。

(4) 可用性要件

- ア 原則として、24 時間 365 日利用可能なシステムにすること。
- イ 商用電源による電力供給が停止した場合でも、ハードウェア、ソフトウェア、データが破損しないよう給電対策を講じること。

(5) 信頼性要件

- ア 操作端末や管理用端末での操作ミス等によるシステム障害が発生しないよう対策を講じること。
- イ 複数の操作端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない対策を講じること。
- ウ 各サーバは、システムで求められる運用を考慮し、重要なものについては、負荷分散構成、クラスタ構成等により信頼性を確保すること。
- エ 磁気ディスク装置は、RAID 構成等により信頼性を確保すること。

(6) サービスレベル

システム稼働率は、定期点検のための停止時間を除き、99.9 パーセント以上とする。

(7) Web 運用について

受託者は、次の各項で定める委託業務を、県の指示により実施するものとし、受託者が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、県に報告しなければならない。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

ア システム操作関係業務

受託者は、システム運用に必要なシステム操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

イ システム構成管理業務

受託者は、ソフトウェア又はハードウェアの改修等に対応して、システム変更時のシステムの構成管理を行う。

ウ システム障害対応業務

受託者は、システム障害又はセキュリティ事案が発生した場合の問題の一次切り分け並びに対応の指示及び県への報告を行う。

エ システム稼働監視業務

受託者は、システムの稼働監視を行う。

オ ログ管理業務

受託者は、システムにおけるログの収集及びログの解析を行う。

カ システム運用付随業務

(ア) 問い合わせ対応（又はヘルプデスク）

受託者は、県からのシステムに関する問い合わせの対応及び利用者からのシステムに対するヘルプデスク業務を行う。

(イ) コンサルティング

受託者は、県の指示に基づき、システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的、効率的なシステム運用の提案、個別依頼事項に基づくシステムの調査を行い県に報告するなど、当該システムにおけるコンサルティングを行う。

(8) システム保守について

受託者は、次の各項で定める委託業務を、県の指示により実施するものとし、受託者が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、県に報告しなければならない。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

ア ソフトウェア保守業務

(ア) ソフトウェア改修業務

受託者は、県の指示に基づき、既存のソフトウェアの内容を改修する場合は、プログラム設計書、プログラムソースコードを参照のうえ、ソフトウェア改修作業を行う。この改修作業には、動作試験等も含まれるものとする。

さらに、改修したソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともに件に報告する。

(イ) ソフトウェア構成管理

受託者は、システムを構成するソフトウェアの設定情報又はプログラム仕様に変更があった場合は、ソフトウェアの構成管理を行う。

(ウ) バージョンアップ及びパッチ適用業務

受託者は、県の指示に基づき、システムを構成するソフトウェアのバージョンアップを行う場合は、プログラム設計書、システム構成情報を参照のうえ、そのバージョンアップの可否を判断する。判断の結果、バージョンアップ可能と判断した場合は、バージョンアップ作業を行う。このバージョンアップ作業には、動作試験等も含まれるものとする。

さらに、バージョンアップしたソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともに県に報告する。バージョンアップ不能と判断した場合には、その旨を県に報告する。

(エ) システム復旧業務

受託者は、システムに障害が発生した場合は、県の指示に基づき、バックアップ情報からシステムの復旧を行い、システム復旧の成功を確認する。その確認後、その結果を県に報告する。

また、システム復旧が失敗した場合は、更に一世代前のバックアップ情報からシステムの復旧を行い、バックアップ情報が存在しなくなるまでこれを繰り返す。バックアップ情報が存在しなくなった場合は、システム復旧計画とともにその旨を県に報告する。

(オ) 障害等原因調査業務

受託者は、システム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果を県に報告する。

イ ハードウェア保守業務

(ア) システム操作関係業務

受託者は、ハードウェアの稼働に必要なソフトウェアの操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

(イ) ハードウェア構成管理業務

受託者は、システムを構成するハードウェアの仕様に変更があった場合は、ハードウェアの構成管理を行う。

(ウ) ハードウェア復旧業務

受託者は、システムに障害が発生した場合は、県の指示に基づき、機器の稼働状況を確認し、ハードウェアに起因する障害である場合は、その復旧を確認する。その確認後、その結果を県に報告する。

(エ) 障害等原因調査業務

受託者は、システム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果を県に報告する。

(オ) ハードウェア稼働監視業務

受託者は、ハードウェアの稼働監視を行う。

(カ) ハードウェア保守不随業務

a 問い合わせ対応

システム運用業務責任者を經由して、県からのハードウェアに対する問合せの対応を行う。

b コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的、効率的なハードウェア構成の提案、個別依頼事項に基づくハードウェアの調査を行い県に報告するなど、当該ハードウェア保守におけるコンサルティングを行う。

(9) ウェブサイト管理運営

ア データ管理について

(ア) データ管理は、受託者がサーバを調達して行うこと。(ホスティングサービス等利用可。

ただし、サーバの設置場所は国内に限る。)

(イ) 適切な監視・障害対応、点検・保守、不正アクセス防止等のセキュリティ対策を行い、ウェブサイトの安定稼働に努めること。

※平常時対応時間帯は、原則として、平日（土曜、日曜、祝祭日、年末年始の閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。ただし、当該保守のために、システム停止を伴う場合は、県と協議のうえ実施するものとする。

(ウ) 今後、動画、音楽等の配信や掲載情報の増加に対応できるよう、拡張性の高いシステムとすること。

イ 本ウェブサイト構成するサーバ等の機器及びソフトウェアについて、システムの稼働条項やサービス状況、不具合や以上、不正アクセスの兆候等をチェックする定期点検を実施すること。

※定期点検は月に1回実施し、県に報告すること。

ウ 本ウェブサイトへのアクセス情報を収集し、報告すること。

※報告は、毎月1回、県にメール等で報告すること。

エ システム不具合・システム障害発生時は速やかに復旧を行うこと。

※目安として、サーバダウン時の復旧時間2時間以内、障害発生問合せから初動時間30分以内。

オ 各サーバは、システムで求められる運用を考慮し、重要なものについては、負荷分散構成、クラスタ構成等により、信頼性を確保すること。

カ 磁気ディスク装置は、RAID構成等により信頼性を確保すること。

キ 技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

(10) 運用開始（予定）について

令和8年3月から本格運用を行う。

4 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日まで

5 納品物

以下に記すものを県が示す期限までに納品すること。

(1) 稼働しているサイトおよびサイト管理情報

(2) ホームページ全体データ【電子媒体】

(3) ホームページ内容の全打ち出し【紙媒体】

(4) 素材データ【電子媒体】

(5) 操作手順書（情報更新当手順書）【電子媒体、紙媒体】

※日本語表記でMicrosoft Officeに対応できるデータ形式であること。

(6) 業務実績報告書【紙媒体】

※紙媒体は、A4版両面を原則とし、日本語表記のものを1部提出すること。

※電子媒体は、CD-R または DVD-R により1部提出すること（ファイルフォーマットは、Microsoft Office、Microsoft Project、Microsoft Visioに対応できるデータ形式）。

6 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 情報の適正な管理に努めること。
- (2) 受託者は、事業の実施にあたっては、佐賀県障害福祉課就労支援室と十分に打合せを行い、承認のうえ行うこと。
- (2) 受託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、佐賀県障害福祉課就労支援室に協議を申し出ることができる。この場合、佐賀県障害福祉課就労支援室は、やむを得ないと判断した場合は、見積決定額の範囲内において仕様の変更に応じる。
- (3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (4) 令和8年3月31日までのホームページに係る運用管理業務の経費は、委託料に含むものとする。
- (5) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本委託業務の一部について、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を報告し、県と受託者の協議により県が認めたときは、第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。
- (6) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）所有権は県に帰属するものとする。県及び佐賀県共同受注支援窓口は、これらの制作物（商品、イラスト、ロゴ、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとする。

また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (7) 本事業において、第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (8) 本件サイトの生産物は新規作成、改修に関わらず、納品前に、アプリケーションおよびプラットフォームの脆弱性診断を行い、問題を解消した上で納品すること。脆弱性診断についても、その結果を報告すること。
- (9) セキュリティ確保のため、本システムの調達範囲でクラウドサービスを利用する範囲がある場合は、そのクラウドサービスが以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ・利用するクラウドサービスが ISMAP クラウドサービスに登録されていること
 - ・利用するクラウドサービスの提供者が ISO/IEC27017、個人情報情報を扱う場合においては、加えて ISO/IEC27018 を取得していること

また、当該クラウドサービスを利用して、開発・保守、運用を行う事業者も前項の要件を満たすこと。

(別紙) 佐賀県共同受注ポータルサイトサイトマップイメージ

項目	内容	職員による更新
トップページ	新着情報等	不可
佐賀県共同受注支援窓口	窓口の目的や事業概要等	可能
商品・サービスの紹介	商品・サービスの例示	可能
事業所一覧	事業所の一覧 ※地域や商品・サービス等のカテゴリで絞り込み検索が可能	不可
事業所詳細001	事業所の詳細（事業所名、運営法人、サービス種別、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス等）、稼働日、営業時間、取扱商品・サービス（写真添付）、公式サイト、SNS）	可能（固定形式）
事業所詳細002		
事業所詳細003		
…		
事業所詳細200		
マルシェ情報	笑顔deさいこうマルシェの一覧	不可
マルシェ詳細001	マルシェの詳細（イベント名、日時、場所、参加事業所一覧（イベント終了後は参加事業所の写真添付）） ※過去の情報の移設は実施しない。	可能（固定形式）
マルシェ詳細002		
マルシェ詳細003		
…		
マルシェ詳細100		
お知らせ	お知らせの一覧	不可
お知らせ詳細001	お知らせの詳細 ※過去の情報の移設は実施しない。 ※公開時は「ポータルサイト開設のお知らせ」のみ	可能（固定形式）
お知らせ詳細002		
お知らせ詳細003		
…		
お知らせ詳細100		
佐賀県における工賃向上の取組	工賃（賃金）向上支援事業の紹介ページ	可能
よくあるご質問	FAQ形式	可能（固定形式）
お問い合わせフォーム	発注や登録、問い合わせに係るフォーム機能	不可